平成２４年（フ）第１２８号
奈良県生駒市東生駒１丁目312番地　第２東前マンション103
債務者　吉河　和子
1　決定年月日時　平成24年４月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月25日まで　奈良地方裁判所

平成２４年（フ）第１５６号
広島市佐伯区美の里２丁目10番８号　103
債務者　坂本　竜男
1　決定年月日時　平成24年４月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月25日まで　広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２５３号
広島市南区宇品西４丁目４番18―303号
債務者　千葉　悦子
1　決定年月日時　平成24年４月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月25日まで　広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２８０号
広島市佐伯区五日市中央２丁目９番１―602号
債務者　浅田裕見子（旧姓出水）
1　決定年月日時　平成24年４月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月25日まで　広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第３５４号
広島県東広島市高屋町小谷1612番地
債務者　西原　千智
1　決定年月日時　平成24年４月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月25日まで　広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第９３号
愛媛県松山市星岡３丁目７番31号
債務者　井原　千草
1　決定年月日時　平成24年４月26日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月25日まで　松山地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第３７号
愛媛県今治市別宮町９丁目７番32号　浅川マンション101号、前住所松山市生石町515番地４しらさぎハイツ202号、前々住所松山市南斎院町1021―１、前々々住所愛媛県今治市桜井４丁目６―16
債務者　山本サヤカ（旧姓竹内）
1　決定年月日時　平成24年４月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月25日まで　松山地方裁判所今治支部

平成２４年（フ）第５３号
宮崎県都城市夏尾町5658番地、前住所栃木県下都賀郡野木町大字潤島81番地８
債務者　内田佳代子（旧姓仲山）
1　決定年月日時　平成24年４月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月25日まで　宮崎地方裁判所都城支部

平成２４年（フ）第９５号
秋田県秋田市新屋前野町２番２号
債務者　鎌田　智也
1　決定年月日時　平成24年４月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月26日まで　秋田地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第３２３号
京都府木津川市木津宮ノ裏36番地104
債務者　佐久間静子（旧姓佐藤）
1　決定年月日時　平成24年４月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月26日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第３９２号
京都市左京区松ヶ崎堀町54番地　山田佳一方
債務者　山﨑　常子
1　決定年月日時　平成24年４月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月26日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第４１８号
京都市西京区大枝東新林町１丁目２番地　３棟504号
債務者　宮本　信枝
1　決定年月日時　平成24年４月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月26日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第７６号
奈良県大和郡山市冠山町２番26号
債務者　恩地　　猛
1　決定年月日時　平成24年４月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月26日まで　奈良地方裁判所

平成２４年（フ）第８１号
奈良市鳥見町４丁目２番地　富雄団地17―506号
債務者　成田みどり
1　決定年月日時　平成24年４月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月26日まで　奈良地方裁判所

平成２４年（フ）第９３号
奈良市南永井町乙119番地の８
債務者　秋田　照夫
1　決定年月日時　平成24年４月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月26日まで　奈良地方裁判所

平成２４年（フ）第１０４号
奈良県生駒郡安堵町大字東安堵1417番地の４
債務者　近池　和世
1　決定年月日時　平成24年４月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月26日まで　奈良地方裁判所

平成２４年（フ）第１５号
広島県呉市東川原石町６番32号
債務者　武藤　哲郎
1　決定年月日時　平成24年４月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月26日まで　広島地方裁判所呉支部